

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景と趣旨

大阪市では、地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進しています。

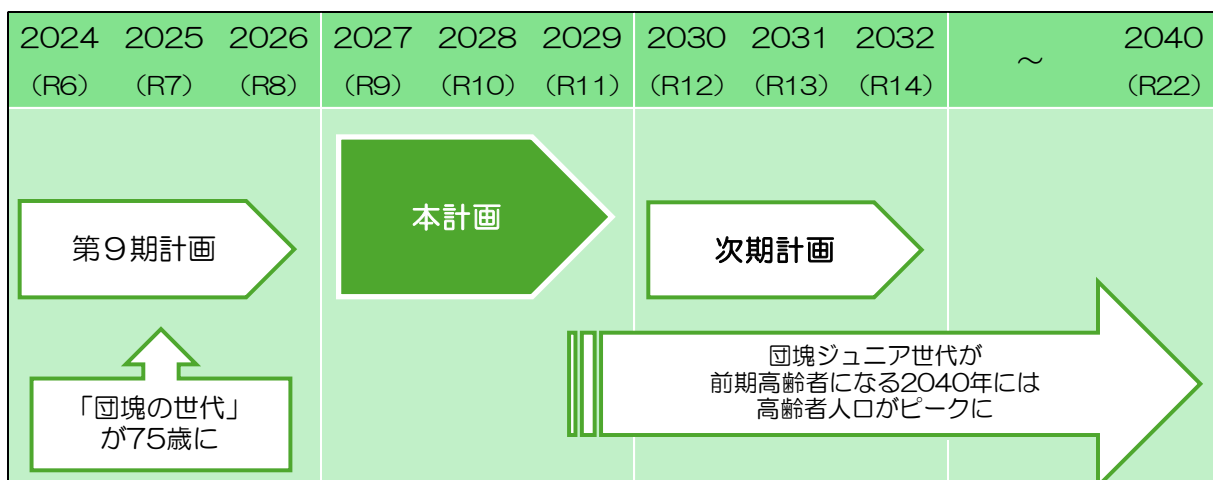
2040(令和22)年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、**ますます**生産年齢人口が減少して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、**介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、早急な対応が求められています。**

このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や、これらを通じた地域共生社会の更なる実現・深化を行うことが必要です。

2 計画の期間

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・**認知症施策推進計画**（本計画）」は、**2027(令和9)年度から2029(令和11)年度**までの3年間を計画期間としています。

なお、高齢者の生活実態・意向や社会情勢の変化に対応するため、各期の計画は3か年ごとに見直し、策定するものとしています。



3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）、「介護保険事業計画」及び「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定することで、保健・医療・福祉サービス、介護保険及び認知症施策を総合的に展開することをめざしています。

① 高齢者保健福祉計画

高齢者等の健康づくり、生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援等を通して、自立と社会参加を促す高齢者保健・福祉事業全般にわたる供給体制を確保し、総合的なサービス水準の向上を図ります。

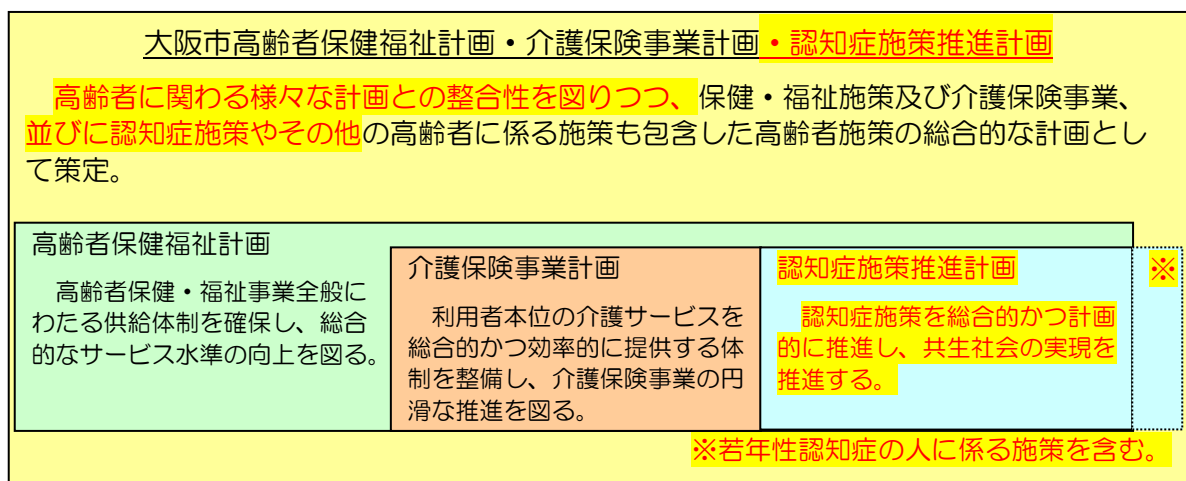
② 介護保険事業計画

地域の実情に応じた介護サービスや自立した生活を支援する事業の内容と量を的確に把握し、介護等を必要とする人が尊厳を保持し、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

③ 認知症施策推進計画

共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、認知症の人の声を聴きながら、認知症の人の意思が尊重され、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症施策の実施、推進を図ります。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画・認知症施策推進計画の関係図



「大阪市地域福祉基本計画」の理念の方向性を確認のうえ、今後更新する可能性があります。

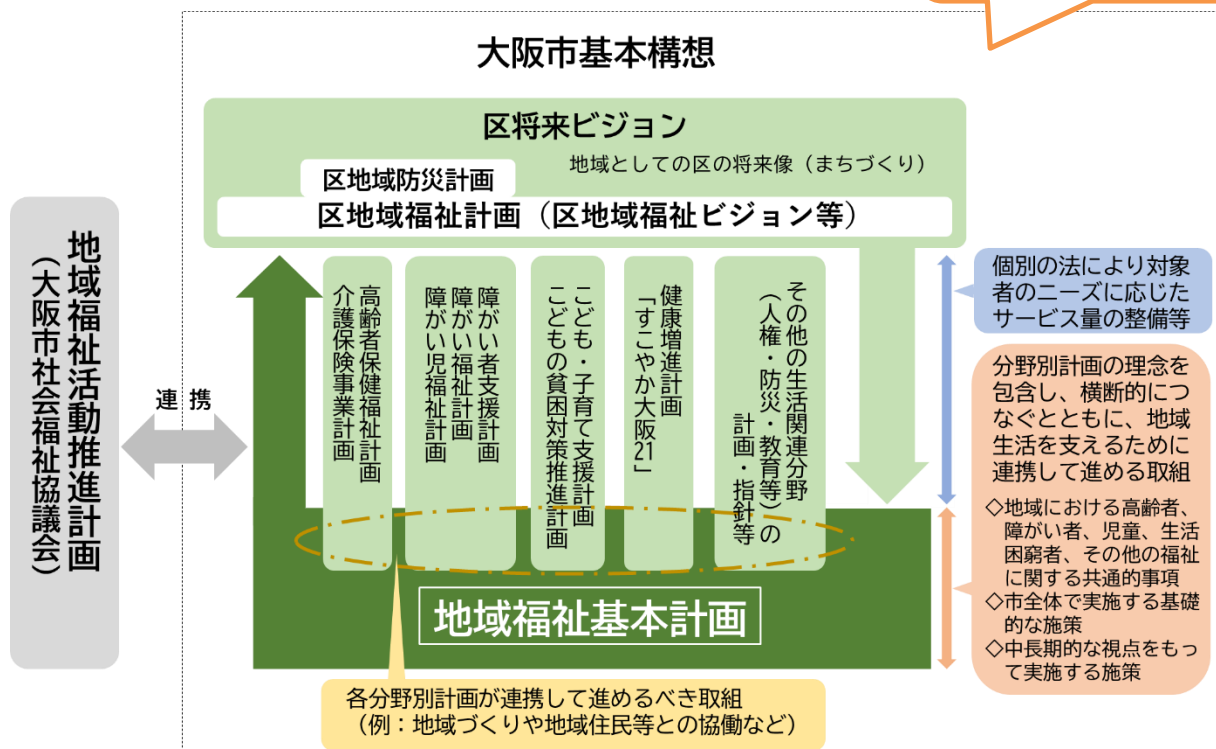
第1章 計画策定について

本計画の策定にあたっては、「大阪府高齢者計画」との整合性を確保するとともに、高齢者に関わる様々な計画との整合性も図っています。

とりわけ、「大阪市地域福祉基本計画」は、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画であることから、「大阪市地域福祉基本計画」の理念をベースとして、「地域共生社会」の実現に向けて、「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」とも連携しながら、高齢者の地域生活を支援します。

社会福祉法改正（令和8年6月）を踏まえた関係図等の修正の可能性がありま

地域福祉基本計画から見た他の計画等の関係図



また、本計画は、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えるため、「第8次大阪府医療計画（2024年度～2029年度）」と整合性を図り、医療と介護の連携強化のため必要な取組を推進していくことが求められます。

第9期計画の取組や方向性を承継し、目標年度となる2029(令和11)年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者及びその家族の実態と意向を反映するとともに、地域の実情を踏まえ、地域にふさわしいサービス提供体制の実現をめざして策定しています。

4 策定体制

大阪市では、高齢者施策に主体的に取り組み、その一層の推進を図るための全庁的な組織として、福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図っています。

本計画の策定にあたっては、高齢者とその家族等のニーズを的確に把握し、計画策定の基礎資料とするため、2025(令和7)年度に「高齢者実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施したほか、地域ケア会議から見えてきた全市的な課題の把握に努めてきました。

また、国等の指針に基づき、「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」の委員の意見などを踏まえながら検討を行うとともに、本計画の素案について、広く市民の意見を求めるために、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を適宜反映したうえで、計画を策定しました。

なお、計画の策定にあたっては関連する他の計画との整合性を図りつつ、大阪府等の関連する機関とも連携を図っています。

5 国や大阪市における取組の経過

(1) 国における取組の経過

(2)大阪市の取組の経過と同様に計画策定の背景、経過、重点的な課題と取組の変遷をまとめた一覧。

2000（平成12）年	介護保険制度運用開始
2005（平成17）年	・地域包括支援センターや地域密着型サービスの創設 ・介護予防を重視し、予防給付や地域支援事業が創設されるなど、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組の開始。
2011（平成23）年	・24時間対応の定期巡回・臨時対応サービス及び複合型サービス「看護小規模多機能型居宅介護」の導入
2014（平成26）年	・高齢者が地域での生活を継続できるようにするため、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業を充実 ・全国一律の予防給付の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行（地域特性に応じた多様化） ・特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
2017（平成29）年	・地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のための高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」に向けた取組の推進 ・慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、新たな介護保険施設である「介護医療院」の創設など医療及び介護の連携の推進 ・介護保険・障がい福祉両方の制度に共生型サービスを地域共生社会の実現に向けた取組の推進
2020（令和2）年	・介護予防・地域づくりの推進や「共生」「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進 ・認知症への対応力向上に向けた取組や看取りへの対応など地域包括ケアシステムの推進 ・テクノロジーの活用などの介護現場の革新
2024（令和6）年	・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行、「認知症施策推進基本計画」が策定され、認知症施策を総合的かつ計画的に推進 ・地域の実情に応じた介護サービスの基盤整備など地域包括ケアシステムの深化・推進 ・総合的な介護人材確保対策など介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保

介護保険制度の改正内容により今後、更新する可能性があります。

(1) 国における取組の経過と同様に計画策定の背景、経過、重点的な課題と取組の変遷をまとめた一覧。

(2) 大阪市の取組の経過

計画期間（年度）	期	重点施策／策定の背景（要旨）
2000（平成 12）年 ～2004（平成 16）年	第 1 期	介護保険制度の発足に合わせ 「大阪市介護保険事業計画」策定。 「大阪市高齢者保健福祉計画」策定。
2003（平成 15）年 ～2007（平成 19）年	第 2 期	老人保健法、老人福祉法及び介護保険法の規定により、それぞれの市町村に策定が義務付けられた老人福祉計画、老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体とした「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定。
2006（平成 18）年 ～2008（平成 20）年	第 3 期	改正介護保険法により、介護保険事業計画の期間が3年を1期とするよう変更されたことを受け、「大阪市高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の両計画を一体として3年を計画期間とする。 「予防重視型システムへの転換」と「地域包括ケア」を大きな柱として掲げ <u>地域包括支援センターを設置</u> 。段階的に設置しながら地域包括ケアを推進。
2009（平成 21）年 ～2011（平成 23）年	第 4 期	団塊の世代が高齢期を迎える平成 27（2015）年の高齢者介護の姿を念頭に、平成 26 年度に至る中間地点として位置付け取組を推進。 【重点的に取り組む施策】 ・認知症高齢者支援と権利義務施策の推進 ・高齢者の地域支援体制の構築 ・高齢者の力を活かした自主的活動の支援 ・高齢者の多様な住まい方の支援
2012（平成 24）年 ～2014（平成 26）年	第 5 期	介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、様々な生活支援が切れ目なく提供されるよう取組を推進。 【重点的な課題と取組】 ・高齢者の地域包括ケアの推進 ・認知症高齢者支援と権利義務施策の推進 ・市民による自主的活動への支援と介護予防・健康づくり ・高齢者の多様な住まい方の支援
2015（平成 27）年 ～2017（平成 29）年	第 6 期	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025(令和 7)年に向けた中長期的な「地域包括ケア計画」のスタート大阪市の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を段階的に構築することを目標として取組を推進。 【重点的な課題と取組】 ・高齢者の地域包括ケアの推進体制の構築 ・認知症の人への支援と高齢者の権利擁護施策の推進 ・介護予防と市民による自主的活動への支援 ・地域包括ケアに向けたサービスの充実 ・高齢者の多様な住まい方の支援

2018（平成30）年
～2020（令和2）年

第7期

高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性の確保や、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた様々な取組を推進。

【重点的な課題と取組】

- ・高齢者の地域包括ケアの**推進体制の充実**
- ・認知症の人への支援と高齢者の権利擁護施策の推進
- ・介護予防の**充実**、市民による自主的活動への支援
- ・地域包括ケアの推進に向けたサービスの**充実**
- ・高齢者の多様な住まい方の支援

2021（令和3）年
～2023（令和5）年

第8期

「地域共生社会の実現」と「2040年への備え」という観点から、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年、さらには、その先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスに対するニーズを中長期的に見据えた取組を推進。

【重点的な課題と取組】

- ・高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実
- ・認知症施策の推進
- ・介護予防・**健康づくりの充実・推進**
- ・地域包括ケアの推進に向けたサービスの**充実**
- ・高齢者の多様な住まい方の支援

2024（令和6）年
～2026（令和8）年

第9期

今後のサービス需要の変化や生産年齢人口の急減に対応するため、介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の取組などの見直しを推進。

【重点課題】

- ・地域包括ケアシステムの推進体制の充実
- ・認知症施策の推進
- ・介護予防・健康づくりの**充実・推進**
- ・地域包括ケアシステムの**深化・推進**に向けたサービスの**充実**
- ・高齢者の多様な住まい方の支援

2027（令和9）年
～2029（令和11）年

老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づき、「高齢者保健福祉計画」（法律上は「老人福祉計画」）、「介護保険事業計画」及び「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定

第2章 大阪市の高齢者を取り巻く状況

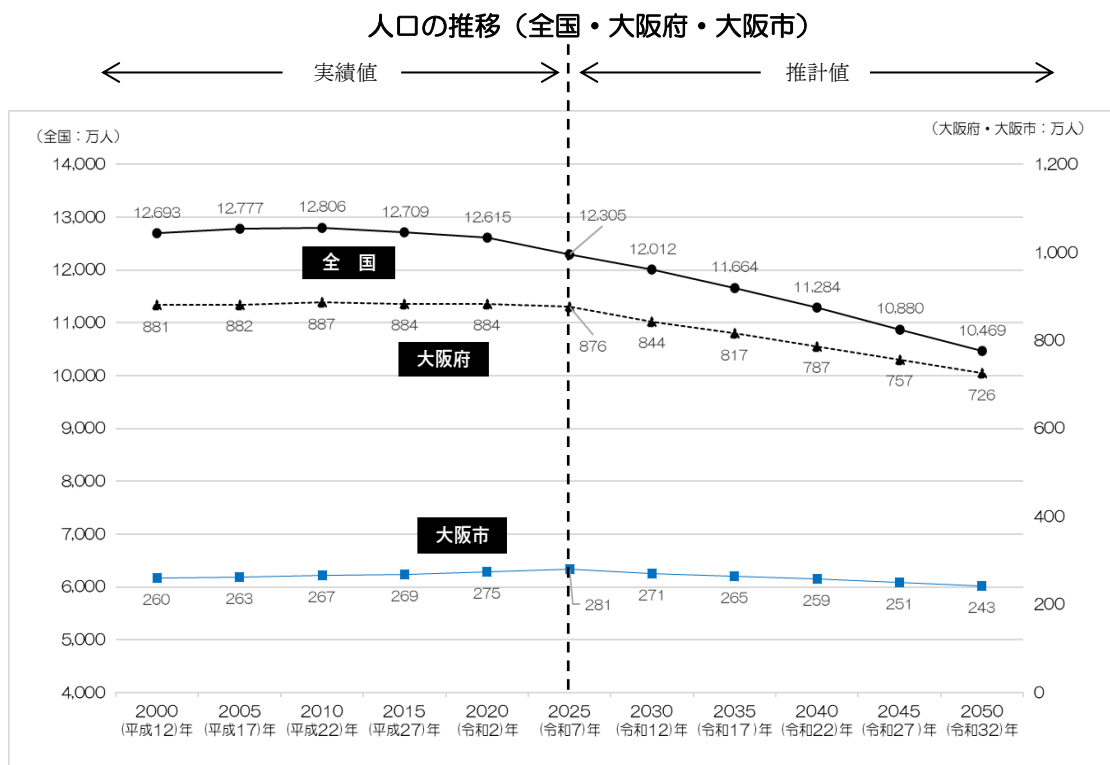
1 人口構造

(1) 人口の推移と推計

令和7年国勢調査及び日本の地域別将来推計人口の結果のうち公表データのみ更新。未公表データは今後、更新予定。※9月までに公表予定

国勢調査による大阪市の人口は、2025(令和7)年に280万8,624人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計によると、5年単位での将来人口は、2025(令和7)年をピークに減少し続けると予測されています。

全国や大阪府の総人口は、2010(平成22)年がピークで、今後も減少傾向で推移すると見込まれています。



資料：総務省「国勢調査」

※令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和8年推計)

総人口の推移・推計（全国・大阪府・大阪市）

	2000(H12)	2005(H17)	2010(H22)	2015(H27)	2020(R2)	2025(R7)
全国	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099	123,262,000
大阪府	8,805,081	8,817,166	8,865,245	8,839,469	8,837,685	8,676,202
大阪市	2,598,774	2,628,811	2,665,314	2,691,185	2,752,412	2,751,501
	2030(R12)	2035(R17)	2040(R22)	2045(R27)	2050(R32)	2055(R37)
全国	120,116,000	116,639,000	112,837,000	108,801,000	104,686,000	
大阪府	8,437,625	8,167,191	7,874,440	7,570,136	7,263,182	
大阪市	2,705,793	2,650,440	2,585,355	2,510,574	2,430,185	

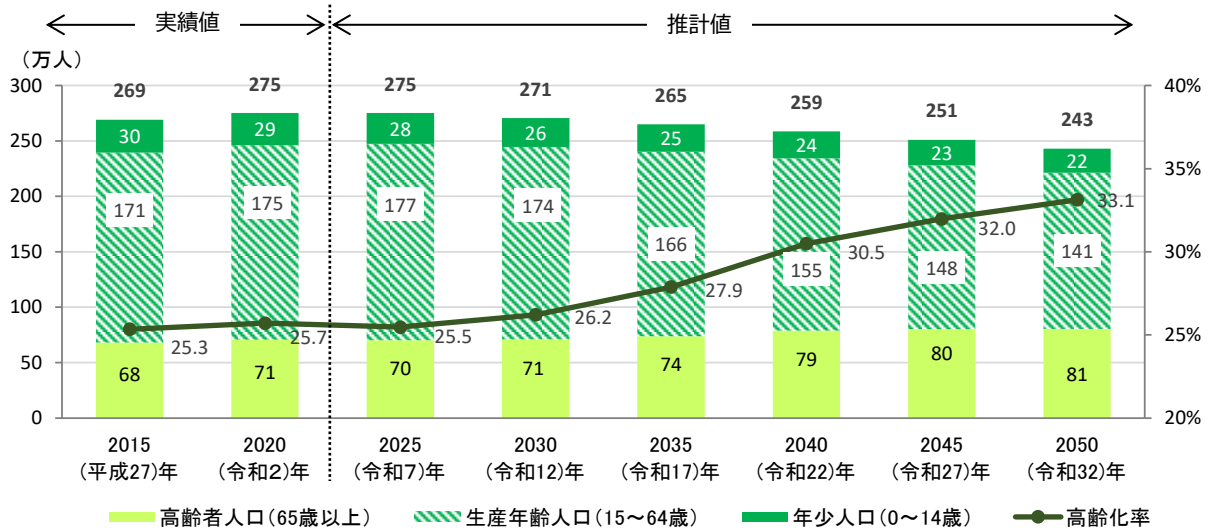
資料：総務省「国勢調査」

※令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和8年推計)

大阪市の年齢3区分別人口をみると、高齢者人口は将来的に大幅な増加が予測されます。高齢化率についても、**2030(令和12)年に26.2%**、2040(令和22)年に30.5%と上昇することが見込まれます。

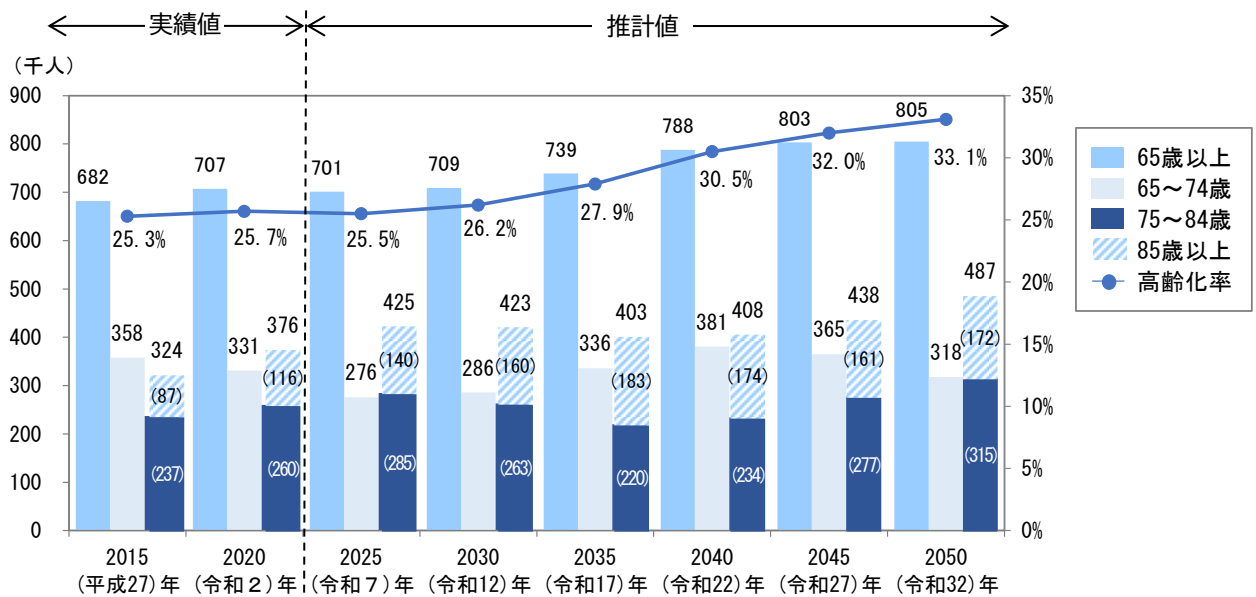
また、高齢者の内訳をみると、前期高齢者数(65歳～74歳人口)を後期高齢者数(75歳以上人口)が上回っています。

大阪市・年齢3区分別人口の推移と推計



資料：平成27年、令和2年は総務省「国勢調査 参考表：国勢調査に関する不詳補完結果」。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）を基に大阪市算出。

大阪市の将来推計人口（高齢者）



資料：平成27年、令和2年は総務省「国勢調査 参考表：国勢調査に関する不詳補完結果」。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）を基に大阪市算出。

2 世帯構成

(1) 65歳以上世帯員のいる世帯の状況

令和7年国勢調査の結果が未公表のため、今後更新予定。

65歳以上世帯員のいる一般世帯を家族類型ごとにみると、単独世帯は大幅な増加傾向で推移しています。2020(令和2)年の単独世帯は213,260世帯となっており、2005(平成17)年から伸びをみると約1.5倍の増加となっています。

世帯の家族類型別65歳以上親族のいる一般世帯数の推移

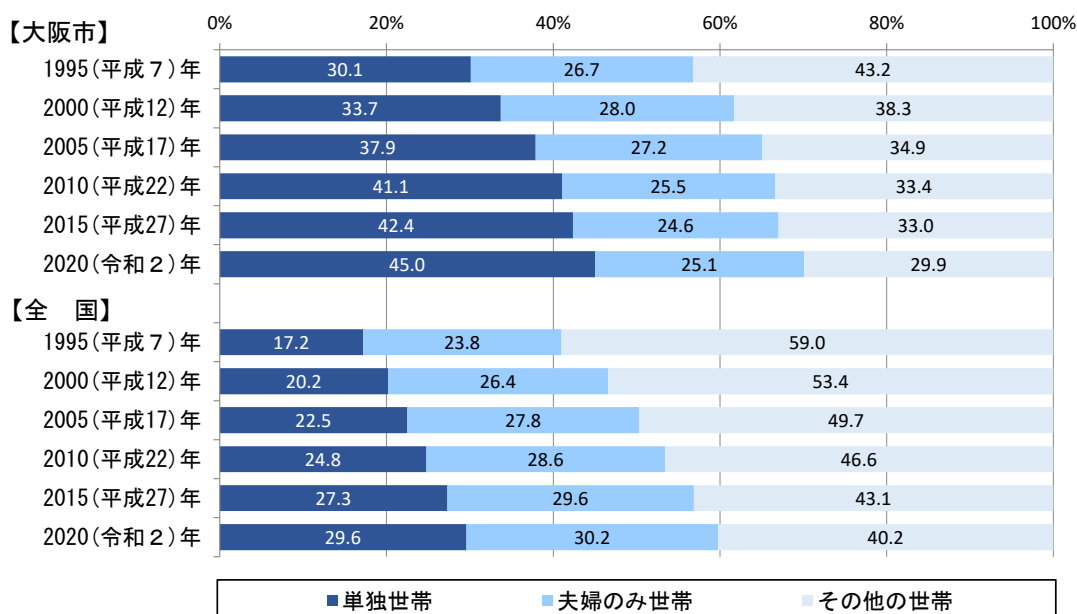
世帯の家族類型	65歳以上世帯員のいる一般世帯数 (世帯)				割合 (%)			
	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2020 (令和2)年	2005 (平成17)年	2010 (平成22)年	2015 (平成27)年	2020 (令和2)年
65歳以上世帯員のいる一般世帯数 1)	382,415	430,548	474,420	473,892	100.0 (31.8)	100.0 (32.9)	100.0 (35.1)	100.0 (32.4)
単独世帯	144,773	176,922	201,070	213,260	37.9	41.1	42.4	45.0
夫婦のみ世帯	104,145	110,001	116,903	118,921	27.2	25.5	24.6	25.1
その他の世帯	133,497	143,625	156,447	141,711	34.9	33.4	33.0	29.9

1) 2005(平成17)年以前は「65歳以上親族のいる一般世帯数」

※ () 内の数値は、一般世帯に占める65歳以上世帯員のいる一般世帯の割合

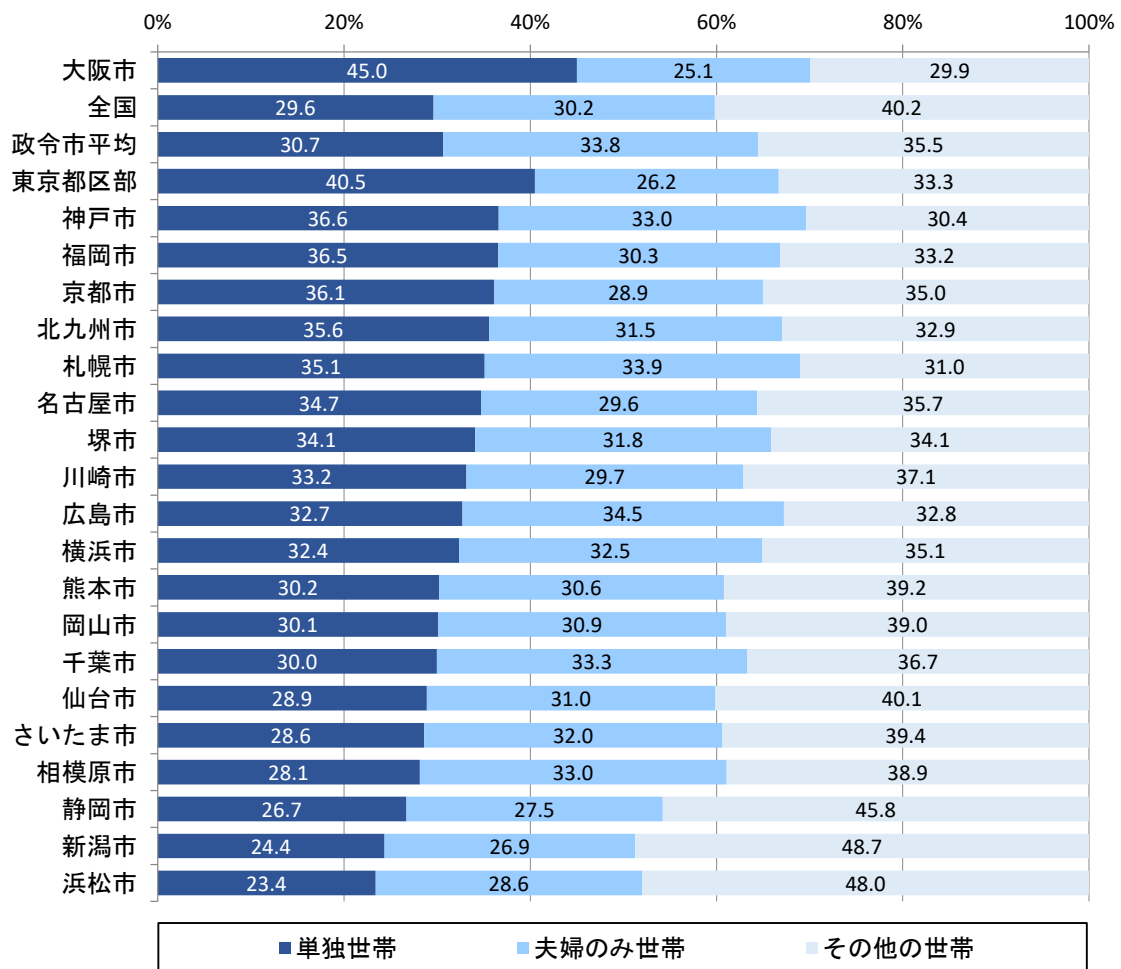
大阪市の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況をみると、単独世帯の割合が上昇傾向で推移しており、2020(令和2)年に45.0%となっています。単独世帯の割合は全国平均や他都市に比べて非常に高くなっています。

65歳以上の世帯状況の推移



資料：国勢調査

65歳以上の世帯状況（2020(令和2)年）【都市比較】



資料：令和2年国勢調査

3 第1号被保険者（65歳以上高齢者）の状況

(1) 第1号被保険者の推移と推計

今後、2026年3月末の数値に更新予定。

大阪市の第1号被保険者数の近年の状況をみると、2019(平成31)年の68万6,968人から2023(令和5)年3月末に67万6,867人と減少し、1.5%減となっています。全国の同期間では1.7%増となっています。また、今後、大阪市の第1号被保険者数は2026(令和8)年以降、増加に転じると推計されています。

第1号被保険者数の状況

大阪市	2019(平成31)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
65～74歳	330,288人 (48.1%)	326,359人 (47.5%)	326,497人 (47.5%)	317,824人 (46.6%)	299,648人 (44.3%)
75～84歳	252,836人 (36.8%)	252,021人 (36.6%)	244,560人 (35.6%)	244,320人 (35.8%)	253,465人 (37.4%)
85歳以上	103,844人 (15.1%)	109,293人 (15.9%)	115,736人 (16.9%)	119,918人 (17.6%)	123,754人 (18.3%)
計	686,968人 (100.0%)	687,673人 (100.0%)	686,793人 (100.0%)	682,062人 (100.0%)	676,867人 (100.0%)
2019(平成31)年3月末 を100とする指数	100.0	100.1	100.0	99.3	98.5

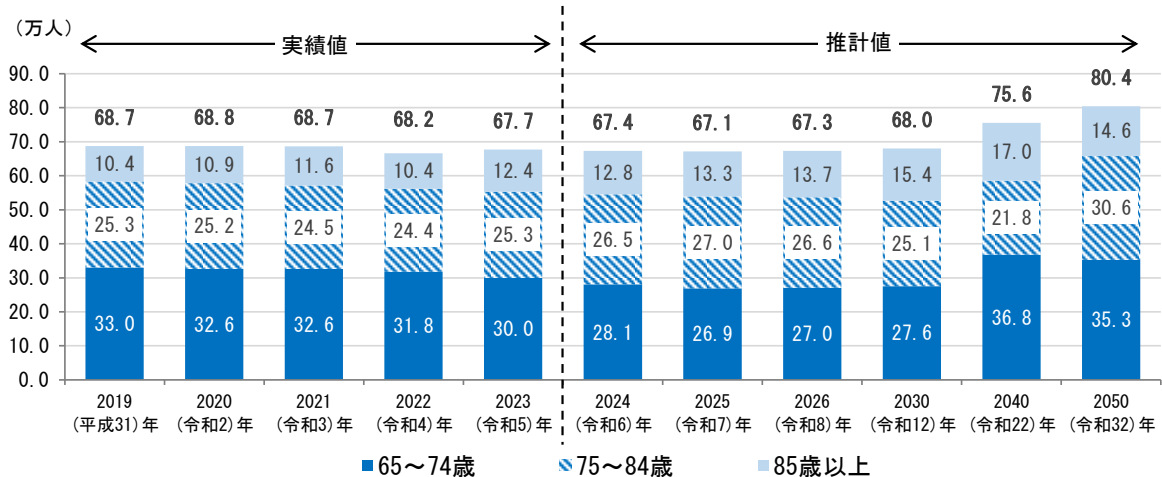
(参考) 大阪市高齢化率 (各年10月1日現在)	25.3%	25.2%	25.3%	25.3%	25.2%
--------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

全国	2019(平成31)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
65～74歳 (※1)	1,729.6万人 (49.1%)	1,725.5万人 (48.5%)	1,746.2万人 (48.8%)	1,715.3万人 (47.8%)	1,636.0万人 (45.6%)
75～84歳 (※1)	1,225.8万人 (34.8%)	1,236.9万人 (34.8%)	1,212.7万人 (33.9%)	1,234.3万人 (34.4%)	1,293.9万人 (36.1%)
85歳以上 (※1)	569.8万人 (16.1%)	592.1万人 (16.7%)	619.9万人 (17.3%)	639.2万人 (17.8%)	654.7万人 (18.3%)
計	3,525.2万人 (100.0%)	3,554.5万人 (100.0%)	3,578.8万人 (100.0%)	3,588.8万人 (100.0%)	3,584.6万人 (100.0%)
2019(平成31)年3月末 を100とする指数	100.0	100.8	101.5	101.8	101.7

資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）※2022（令和4）年、2023（令和5）年は3月月報
大阪市高齢化率は住民基本台帳人口から算出（各年3月末）

※1 全国の数値は、千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

第1号被保険者の推移と推計



資料：大阪市福祉局（2023（令和5）年までは各年3月末実績）

(2) 要介護認定者の推移と推計

今後、2026年3月末の数値に更新予定。

本市の要介護認定者数は増加傾向を経て、近年は横ばいとなっていますが、今後増加していくことが推計されています。認定率は、大阪市においても全国的にも年々上昇しています。また、大阪市の認定率は、全国値を大きく上回っています。

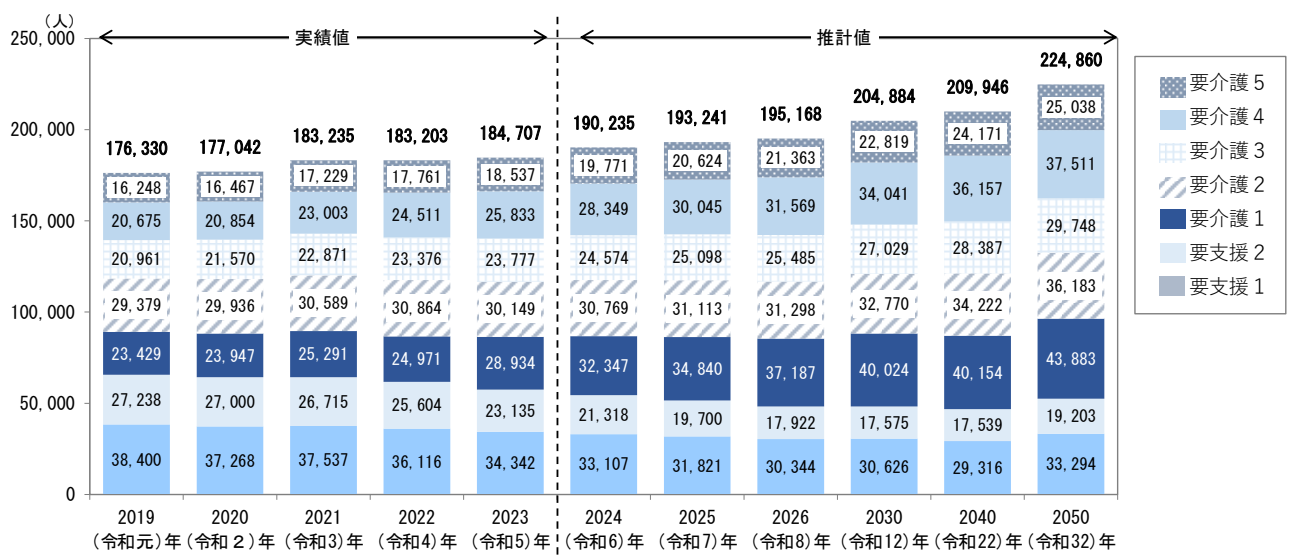
要介護（要支援）認定者数の状況

大阪市	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
要介護（要支援）認定者数	176,330人	177,042人	183,235人	183,203人	184,707人
第1号被保険者数	173,363人	174,120人	180,089人	180,096人	181,551人
第2号被保険者数	2,967人	2,922人	3,146人	3,107人	3,156人
認定率	25.2%	25.3%	26.2%	26.4%	26.8%

全国	2019(令和元)年	2020(令和2)年	2021(令和3)年	2022(令和4)年	2023(令和5)年
要介護（要支援）認定者数	658.2万人	668.6万人	681.8万人	689.6万人	694.4万人
第1号被保険者数	645.3万人	655.8万人	668.9万人	676.6万人	681.4万人
第2号被保険者数	13.0万人	12.8万人	13.0万人	13.0万人	13.0万人
認定率	18.3%	18.5%	18.7%	18.9%	19.2%

資料：介護保険事業状況報告（各年3月末）

介護度別・要介護（要支援）認定者数の推移（大阪市）



資料：大阪市福祉局（2023（令和5）年までは各年3月末実績）

大阪市・全国の要介護度別認定率の状況

	要支援1～2	要支援1	要支援2	要介護1～5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
大阪市	8.4%	5.0%	3.4%	18.4%	4.2%	4.4%	3.4%	3.7%	2.7%
全国	5.4%	2.7%	2.6%	13.8%	4.0%	3.2%	2.5%	2.4%	1.6%

資料：大阪市福祉局（2023(令和5)年3月末）

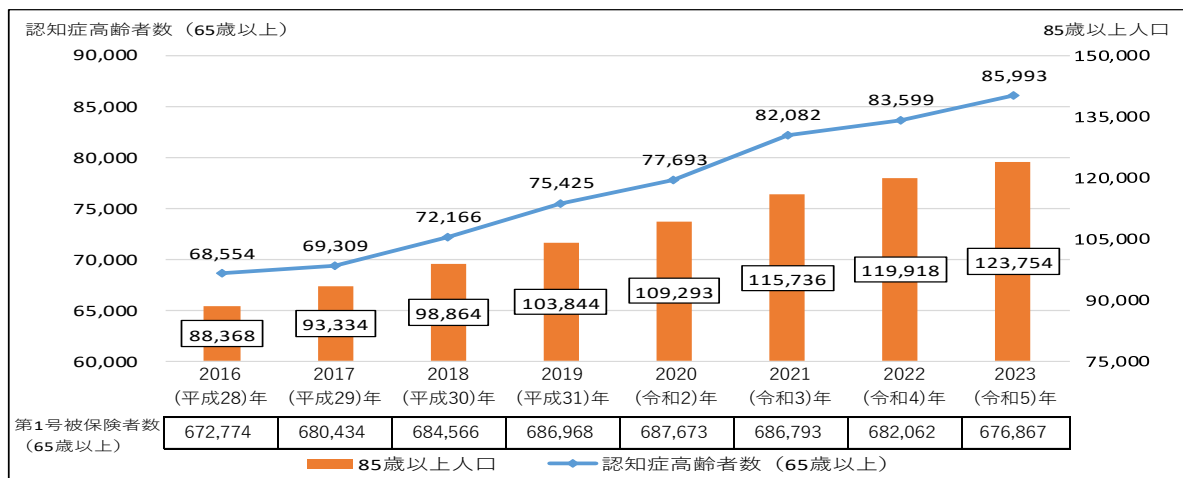
(3) 認知症高齢者等の推移

今後、2026年3月末の数値に更新予定。

大阪市の2026(令和8)年4月1日現在時点における高齢者人口(第1号被保険者数)は約67万人であり、2020(令和2)年以降、減少傾向で推移している一方で、認知症高齢者数(※)については、2020(令和2)年の77,693人から2026(令和8)年の102,868人に増加しています。これは、長寿化の進展に伴い、有病率の高い85歳以上の人口の増加が影響しているためと考えられます。

※ここでの認知症高齢者数とは、要介護認定における「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の人の数としています。

認知症高齢者数と第1号被保険者数の推移

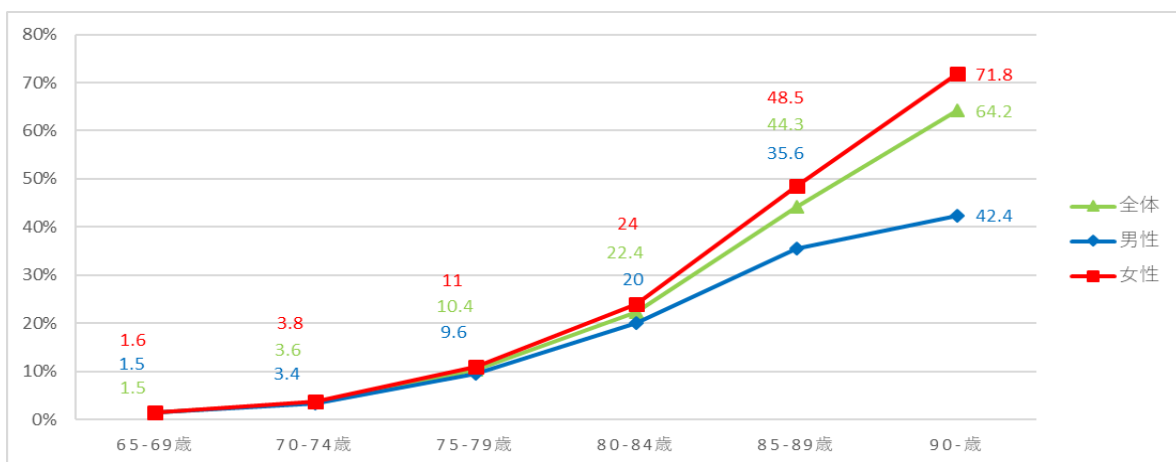


※認知症高齢者数は要介護認定データによる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人の数

資料：大阪市福祉局

また、高齢者人口(第1号被保険者数)の将来推計値に、国研究事業による性・年齢階級別認知症有病率を乗じて認知症高齢者数を算出すると、2026(令和8)年の認知症高齢者数は約8.7万人であり、2050(令和32)年には約10.5万人になると推計されますが、2026(令和8年)の認知症高齢者数は102,868人であることから、すでに推計値を上回る状況となっています。

年齢階級別の認知症有病率について



資料：日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現をめざした大規模認知症コホート研究」悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町における認知症有病率調査結果(解析対象 5,073人)
研究代表者 二宮利治(九州大学大学院) 提供のデータより作図

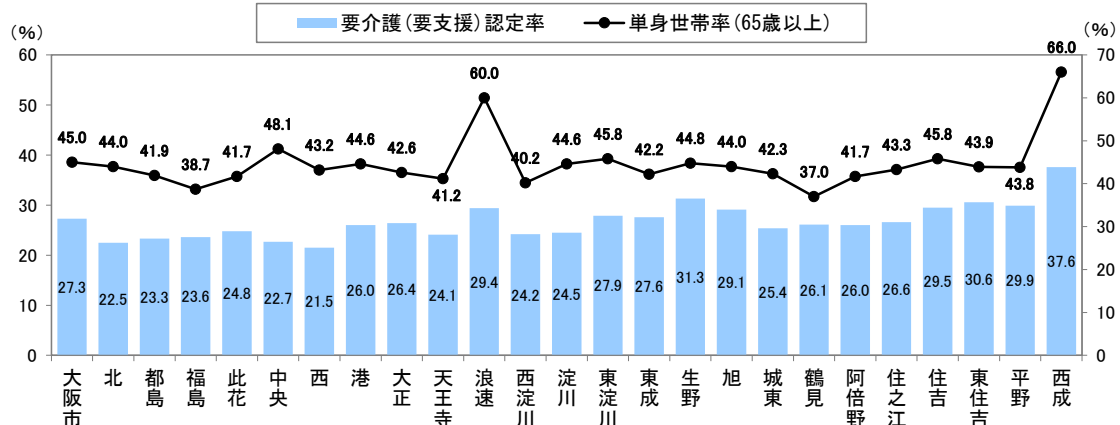
4 区別の状況

(1) 各区の第1号被保険者の状況

今後、2026年3月末の数値に更新予定。

各区の要介護（要支援）認定率は、西成区が37.6%と最も高く、西区が21.5%と最も低くなっています。また、単身世帯の要介護（要支援）認定率は、大阪市全体で38.6%と、その他の世帯の約2倍となっており、各区においても、同様の傾向が見られます。要介護（要支援）認定率が高い西成区では、単身世帯率も66.0%と最も高くなっています。

要介護（要支援）認定率と単身世帯率（65歳以上）



資料：単身世帯率は、2020(令和2)年国勢調査より算出

要介護（要支援）認定率は、大阪市福祉局（2023（令和5）年10月末）

第1号被保険者の状況

	被保険者数	要介護（要支援） 認定者数	要介護（要支援） 認定率	単身世帯率 （65歳以上）	単身世帯の要介護（要 支援）認定率	その他世帯の要介護 （要支援）認定率
大阪市	675,492人	184,601人	27.3%	45.0%	38.6%	18.4%
北区	24,833人	5,584人	22.5%	44.0%	31.2%	15.3%
都島区	25,938人	6,049人	23.3%	41.9%	34.5%	15.7%
福島区	14,906人	3,518人	23.6%	38.7%	33.8%	16.8%
此花区	17,605人	4,371人	24.8%	41.7%	34.6%	17.9%
中央区	16,991人	3,853人	22.7%	48.1%	30.5%	16.2%
西区	16,338人	3,516人	21.5%	43.2%	30.9%	14.5%
港区	21,290人	5,525人	26.0%	44.6%	36.5%	18.0%
大正区	19,483人	5,140人	26.4%	42.6%	36.7%	18.8%
天王寺区	16,009人	3,860人	24.1%	41.2%	34.8%	16.6%
浪速区	12,348人	3,626人	29.4%	60.0%	37.3%	19.0%
西淀川区	24,417人	5,920人	24.2%	40.2%	36.1%	16.2%
淀川区	40,877人	10,035人	24.5%	44.6%	33.6%	17.4%
東淀川区	41,950人	11,713人	27.9%	45.8%	38.5%	19.3%
東成区	20,442人	5,632人	27.6%	42.2%	39.2%	18.5%
生野区	36,417人	11,399人	31.3%	44.8%	43.7%	20.3%
旭区	26,217人	7,626人	29.1%	44.0%	41.6%	19.8%
城東区	42,748人	10,856人	25.4%	42.3%	36.4%	17.7%
鶴見区	25,296人	6,611人	26.1%	37.0%	39.5%	18.2%
阿倍野区	27,730人	7,206人	26.0%	41.7%	38.4%	17.7%
住之江区	36,588人	9,715人	26.6%	43.3%	39.1%	17.7%
住吉区	41,240人	12,159人	29.5%	45.8%	41.2%	20.1%
東住吉区	36,300人	11,122人	30.6%	43.9%	43.8%	20.2%
平野区	52,919人	15,800人	29.9%	43.8%	42.4%	20.6%
西成区	36,610人	13,765人	37.6%	66.0%	44.7%	23.3%

資料：単身世帯率は、2020(令和2)年国勢調査より算出

その他の数値は、大阪市福祉局（2023（令和5）年10月末）

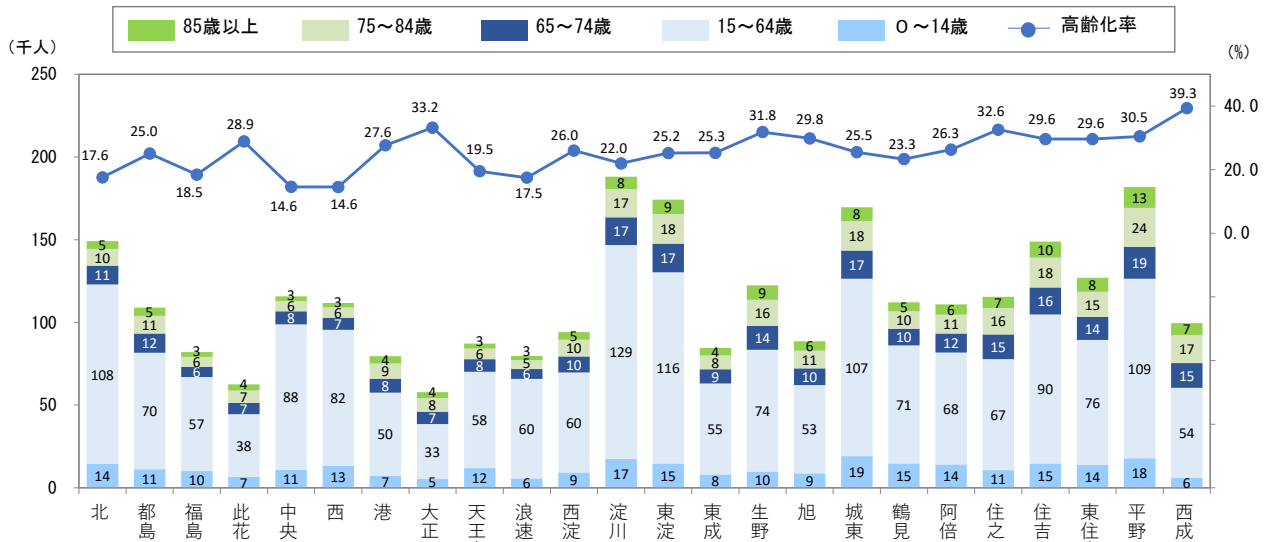
(2) 高齢者人口の将来推計

今後、2030年（令和10年）の数値に更新予定。

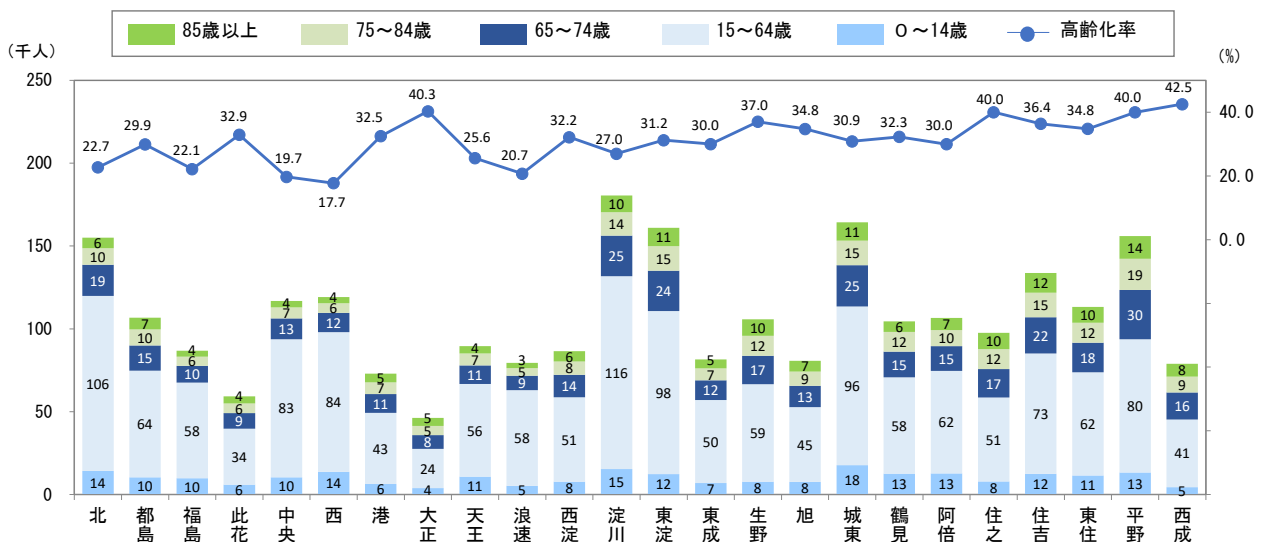
2030(令和10)年における高齢者の人口は平野区で最も多く、高齢化率は西成区、大正区、住之江区の順に高くなると見込まれています。

2040(令和22)年における高齢者の人口も平野区で最も多く、高齢化率は西成区、大正区の順に高くなり、次いで住之江区と平野区が同率で続くと見込まれています。

将来人口推計（2025(令和7)年）



将来人口推計（2040(令和22)年）



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

5 第8期計画の重点的な課題と取組に関する進捗状況等

第8期計画では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、大阪市の高齢化の現状と高齢者の実態を踏まえ、「高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実」、「認知症施策の推進」、「介護予防・健康づくりの充実・推進」、「地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実」、「高齢者の多様な住まい方の支援」の5点の重点的な課題に向けた取組を推進してきました。

2020(令和2)年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けながらも、可能な限り感染拡大防止に留意しながら、各事業等の実施に取り組んできたところです。

第8期計画の重点的な取組の進捗等については次のとおりです。

(※)…第8期計画において、自立支援、重度化防止等に係る取組としたもの

(1) 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

実施内容欄は、今後、令和7年度版に更新予定。(令和7年度実績は現在集約中)

①在宅医療・介護連携の推進

具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容(令和4年度)
在宅医療・介護連携推進会議において現状分析を行い、抽出された課題をもとに対応策を検討。(※)	主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化する区役所数:24区	主体的に会議を開催し、対応策を検討、具体化した区役所数:18区
【課題等と対応策】 今後も引き続き、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有のうえ、課題抽出、対応策を検討する。		

具体的な取組	目標(事業内容、指標等)	実施内容(令和4年度)
「在宅医療・介護連携相談支援室」に専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有を図る。(※)	地域の医療・介護に関する会議に参画する区役所数:24区	地域の医療・介護に関する会議に参画する区役所数:24区
【課題等と対応策】 今後も引き続き、地域の医療・介護に関する会議に参画し、情報収集及び関係者等との共有を図る。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を図る。(※)	地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討、具体化する区役所数：24区	地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討、具体化した区役所数：22区
【課題等と対応策】 今後も引き続き、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の検討を図るとともに、具体化に向けた取組を進める。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
医療・介護関係者等や関係機関との「顔の見える関係」を構築するため、「在宅医療・介護連携の推進」という同じ目的を共有できる研修を行い多職種連携の推進を進める。(※)	医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催する区役所数：24区	医療・介護関係者が参加する「多職種研修会」等を開催した区役所数：17区
【課題等と対応策】 今後も引き続き、地域における多職種間の連携強化のため研修会を開催する。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
在宅での療養が必要となった時適切にサービスを選択できるよう、地域住民が在宅医療や介護について理解を深めることが重要であるため、普及・啓発の取組を進める。(※)	在宅医療や介護に関する理解促進のため、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を実施する区役所数：24区	区民講演会の開催や広報紙等・ホームページ等で普及啓発を実施した区役所：23区
【課題等と対応策】 今後も引き続き、地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発に取り組む。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
医療・介護関係者等が連携時に必要な情報を共有できるよう、情報共有ツールの活用を支援し、促進に努める。(※)	地域で充実又は作成すべき情報共有ツールを検討する区役所数：24区	地域で充実又は作成すべき情報共有ツールを検討した区役所数：20区
【課題等と対応策】 今後も引き続き、医療・介護の関係者が情報共有するためのツール等の検討を行うとともに、導入や利用促進に向けて取り組む。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
PDCA サイクルに沿って地域実情に応じた柔軟な取組を進めることで、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を進める。(※)	課題への対応策が具体化され、実施・評価・改善をPDCA サイクルに沿って実施する区役所数：24 区	PDCA サイクルに沿って課題対応を実施した区役所数：20 区
【課題等と対応策】 今後も引き続き、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向けて、関係機関等と連携しながら、PDCA サイクルを意識した事業実施の推進を図る。		

②地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を行うとともに、必要な研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図る。	事業評価指標の基準を満たす地域包括支援センター数：66 包括	- 事業評価指標（包括） 指標達成：61 包括(92%) - 応用評価指標 指標達成：60 包括(98%) - 事業評価指標（認知症強化型） 指標達成：24 包括(100%)
【課題等と対応策】 長寿化に伴う医療・介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化もあり、地域包括支援センターへ寄せられる相談件数の増加や相談内容の複雑化が見られる。高齢者のニーズに応じた相談支援体制の充実を図るため、引き続き、評価結果に基づいた助言・支援及び研修等の実施を通じて、地域包括支援センターの資質の向上に取り組む。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう、地域ケア会議の推進に取り組む。(※)	自立支援等に資する地域ケア会議の実施：各 66 包括において月1回以上	自立支援型ケアマネジメント検討会議：758 回
【課題等と対応策】 専門多職種の助言や支援を踏まえ、自立支援・重度化防止の考え方について、高齢者本人やその家族、高齢者支援を行う関係者に理解が進むよう取り組んでいく。		

③地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組）

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
地域福祉活動の推進役である地域福祉コーディネーターなどとの連携を密にし、地域における見守りネットワークのさらなる強化に取り組む。 孤立死リスクの高い世帯等をより効果的に支援につなげるため、CSWによる対応及び体制を強化する。	- CSWの配置 - 地域への要援護者名簿の提供 - 孤立世帯等への専門的対応	- CSWの配置：24区合計98名 - 地域への要援護者名簿提供：市内全334地域 - 孤立世帯等への専門的対応 相談対応：376,320回 ケース会議：4,852回
【課題等と対応策】 担い手の育成や、活動内容の周知といった、地域での見守り活動を支援するとともに、支援を必要とする対象者へ積極的にアプローチを行う等、各区・各地域におけるそれぞれの実情に応じて、工夫を凝らしながら取組を進めている。		

④複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
各区の好事例を共有する研修会を開催するなど、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備をめざし、取組を進める。	- 相談受付件数 - 総合的な支援調整の場（つながる場）開催件数 - スーパーバイザー派遣件数 - 研修会等開催件数	- 相談受付件数：349件 - 総合的な支援調整の場（つながる場）開催件数：145件 - スーパーバイザー派遣数：104件 - 研修会等開催件数：29件
【課題等と対応策】 令和元年度より「総合的な相談支援体制の充実事業」を全区において実施しており、各区の実情に応じた取組を着実に進めているが、支援困難事例等の継続ケースの増加等の課題がある。市全域において事業の水準を高めていくために、今後も研修会の開催や好事例の共有のほか、「総合的な相談支援体制の充実に向けた行動指標」を活用していく。		

⑤権利擁護施策の推進

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
養護者虐待の主な発生要因は、「養護者の介護疲れ・介護ストレス」であることから、地域包括支援センター等において、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組を行う。	地域包括支援センターの養護者の介護負担軽減にかかる取組推進	在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う講演会・研修会・交流会等の実施 参加者数：7,748人
【課題等と対応策】 今後も引き続き家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止及び心身のリフレッシュ等を図るため、講演会・研修会等の取組を進めていく。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、高齢者虐待防止に関する啓発や研修等に取り組む。 また、施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等に取り組む。	虐待防止等に関する研修参加事業所数： 2022(令和4)年度6,931か所	虐待防止等に関する研修参加事業所数：5,969か所
【課題等と対応策】 集団指導において、今後も虐待防止等に関する研修を実施し、介護事業所での虐待防止に取り組む。		

（2）認知症施策の推進

①普及啓発・本人発信支援

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成講座を拡大する。 認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイト養成研修を実施する。	認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成	・認知症サポーター養成数：8,344人 ・キャラバン・メイト養成数：49人
【課題等と対応策】 引き続き、認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等や子どもや学生も含め、認知症サポーターの養成を進めていく。		

②予防

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進する。(※)	・医療・介護等の支援につながった割合：90%以上／年 ・支援終了時における在宅生活率：80%以上／年	・医療・介護等の支援につながった割合：95.6% ・支援終了時における在宅生活率：88.0%
【課題等と対応策】 認知症初期集中支援推進事業については、継続的に支援を行うことができおり、引き続きチーム員への研修の実施等によりスキルの維持向上を図っていく。 また、認知症の早期発見・早期対応につなげるため、チームの認知度向上に取り組む。		

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
かかりつけ医・歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上のための研修や、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の養成、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修、看護職員に対する認知症対応力向上研修を一層推進する。	医療従事者等の認知症対応力の向上	・かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者：167人 ・歯科医師認知症対応力向上研修修了者：57人 ・薬剤師認知症対応力向上研修修了者：49人 ・認知症サポート医養成研修修了者：20人 ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修修了者：574人 ・看護職員認知症対応力向上研修修了者：75人 ・病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修修了者：259人
【課題等と対応策】 引き続き医療従事者への認知症対応力向上研修を実施する。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修及び認知症介護指導者養成研修を実施する。	介護従事者の認知症対応力の向上	・認知症介護基礎研修修了者：393人 ・認知症介護実践者研修修了者：174人 ・認知症介護実践リーダー研修修了者：11人 ・認知症介護指導者養成研修修了者：0人
【課題等と対応策】 前年度と比べ、認知症介護実践者研修は修了者数が増加したものの、他の研修では、コロナの影響による研修中止等により修了者数が減少しているが、良質な介護を担うことのできる人材を育成していくため引き続き介護従事者向けの認知症対応力向上研修を実施する。		

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
認知症の人やその家族への支援を行う「ちーむオレンジサポーター」の仕組みを構築し、認知症の人にやさしい取組を行うオレンジパートナー企業の登録を増やす。（※）	「ちーむオレンジサポーター」数：2023（令和5）年度末までに300チーム	令和4年度末現在「ちーむオレンジサポーター」数：152チーム
【課題等と対応策】 引き続き、「ちーむオレンジサポーター」の立上げを支援する認知症地域支援コーディネーターの活動を充実させるため、区役所等関係機関と連携し、既存の通いの場やサロン等への広報啓発及びステップアップ研修の受講案内を行う。 また、認知症アプリ・ナビ等を活用した「ちーむオレンジサポーター」の情報共有の仕組みを構築する。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
若年性認知症の人が、適切な支援を受けられるよう、関係者等の理解を深める取組を含めた、若年性認知症についての普及啓発を行う。	地域における若年性認知症支援力の強化	- 企業関係者等を対象にした若年性認知症啓発セミナーを開催 - 認知症地域支援推進員を各区へ配置 - 各区認知症地域支援推進員の後方支援や研修などを行う専門職を配置
【課題等と対応策】 今後も引き続き若年性認知症についての普及啓発等に取り組む。また、支援者に対する研修等により支援力の強化を図っていく。		

⑤大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
「もの忘れ外来」で認知症専門診療に取り組み、診断後に適切な支援に切れ目なくつなげる機能を充実させる。情報発信と人材育成のため、専門職や市民向け研修の開催や講師派遣、実習生の受け入れを行う。 - 困難症例への対応やケアモデルの構築に努め、大阪公立大学と連携し、診断・治療法の確立などに取り組む。 - 弘済院で培った認知症の専門的医療・介護機能を発展的に継承する新たな拠点を整備する。	- 関係機関と連携し、「もの忘れ外来」での認知症の早期診断、早期治療に寄与し、家庭、地域への復帰を促進する。 - 専門職、市民向け研修や講座の開催や講師派遣を通じ情報発信に取り組む。 - 困難症例への対応やケアモデルの構築に努め、大阪公立大学と連携し、診断・治療法の確立などに取り組む。また、臨床研修医等の実習生の受入や研修実施に努め、人材育成に取り組む。	令和3～4年度実績 - もの忘れ外来初診患者数：1,122人 - 専門職向け研修開催回数：2回 講師派遣回数：68回 - 認知症医療、介護に携わる多職種により前頭側頭葉変性症ケアにかかる研究会で事例検討を定期的に実施。 - 大阪公立大学と連携し研究に取り組み、成果は学会や学術誌に発表。
【課題等と対応策】 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響のため、外来では患者の受診控えのほか診断後支援の取組の一部中止や変更、研修では集合型研修の中止等様々な影響を受けた。感染症法上の位置づけ変更を受けて、基本的な感染対策の上で実施可能な手法を検討し各種取組を推進する。 - 新たな拠点整備については、弘済院における認知症の専門的医療・介護機能を取りまとめるとともに、発展的継承に向けて関係機関との協議を進める。		

（３）介護予防・健康づくりの充実・推進

①介護予防・重度化防止の推進

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、身近な場所で開催できるよう、おもみやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施する。（※）	2022（令和４）年度末 17,800人 2025（令和７）年度末 20,000人	百歳体操参加者数：15,789人
【課題等と対応策】 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に位置付けられたことを契機とした市民の意識の変化を捉え、さらなる支援が必要である。 関係機関と連携・協力のもと、百歳体操の活動内容や効果等、各区の情報を共有し、新型コロナウイルス感染症に留意した通いの場での活動の再開、継続を支援するとともに、新たな参加やグループの立ち上げを促す。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組を推進する。（※）	介護予防ポイント事業活動者数： 2022（令和４）年度末 1,871人	介護予防ポイント事業活動者数：256人
【課題等と対応策】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなかで、福祉施設等において、本事業の活動者の受け入れが大幅に減り、活動実績としては目標を下回っている。 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類に位置付けられたことを契機とした、活動登録者や受け入れ施設の意識の変化を捉え、受入再開に向け、直近の活動者募集情報を集約し、活動登録者へ周知することで、活動につなげていく。		

②健康づくりの推進

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組を関係機関と連携しながら進める。	・地域健康講座（壮年） ・食生活習慣改善指導事業 ・訪問指導事業 ・健康診査事業 （特定健診・大阪市健康診査・各がん検診・骨粗しょう症検診・歯周病検診） ・重症化予防対象者への受診勧奨・保健指導 ・健康相談 等	・保健師、栄養士等による地域に出向く健康講座の開催 ・栄養士による食生活習慣改善指導事業の実施 ・保健師等による訪問指導事業の実施 ・生活習慣病重症化予防として、対象者へ医療機関への受診勧奨・保健指導の実施 ・その他健康相談等の実施 ・区独自に地域診断に基づく地域の特色を反映させたリーフレットやポスターを作成 ・大阪全域全体を対象に健康づくり啓発ポスターを作成
【課題等と対応策】 地域健康講座では、引き続き、地域の保健衛生統計等の健康情報をわかりやすく示した区独自の啓発媒体を作成及び使用して普及啓発を図り、訪問指導事業では対象者の把握に努める。 生活習慣病重症化予防では、高血圧・高血糖・腎機能の低下を認めた者を早期に医療につなげるために、未受診者に対する効果的な受診勧奨や生活習慣改善のための保健指導に努める。		

③保健事業と介護予防の一体的な実施

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
KDB システム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援（ハイリスクアプローチ）や、普及啓発（ポピュレーションアプローチ）等を行う。	・後期高齢者医療訪問歯科健診やハイリスク高齢者家庭訪問事業をきっかけとしたフレイル状態等の重症化予防 ・通いの場等でフレイル予防等高齢者の健康課題に関する普及啓発をきっかけにフレイル状態等を改善	・KDB システムを活用した課題整理や事業企画等のため、ワーキング会議（6回）、連絡会議（3回）を実施 ・後期高齢者医療訪問歯科健診の実施 健診受診者数：63人、保健指導実施者数：6人 〔うち口腔指導結果：行動変容ができた者（2人/33%）〕 ・ハイリスク高齢者家庭訪問事業の実施 実施者人数：1,502人 ・普及啓発等の実施 実施箇所数：1,268箇所 実施者数：47,521人
【課題等と対応策】 後期高齢者医療訪問歯科健診については、引き続き個別勧奨と関係機関への周知を並行し、より受診者数増加をめざす。ハイリスク高齢者家庭訪問事業や普及啓発事業は中長期的な評価等を行いより効果的な事業展開に努める。		

④高齢者の社会参加と生きがいづくり

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
「老人福祉センター」において、高齢者の生活に関わる各種相談をはじめ、教養講座の開催、レクリエーションの機会の提供や老人クラブ活動への援助を行うことで、地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進する。	老人福祉センターの取組（各種相談、健康の増進、教養講座の開催等）の促進	・高齢者の生活に関わる各種相談の実施 ・高齢者に対する健康増進事業の実施 ・教養講座の開催 ・レクリエーションの機会の提供
【課題等と対応策】 老人福祉センターの運営にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として徹底した対策を実施するとともに、各区の地域活動の指針に沿いながら各種活動を実施した。		

⑤ボランティア・NPO等の市民活動の支援

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
新たなボランティアの担い手を発掘するため、気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくりのほか、企業や大学などと連携したボランティア活動の需給調整等を行うことにより、福祉ボランティア活動の拡大を図る。	ボランティア活動への参加を促進	・大阪市社協のボランティア・市民活動センターを中心に各区社協のボランティア・市民活動センターにおいてボランティア養成講座、受給調整等の実施 ・企業等の社会貢献活動への相談対応及び支援の実施 ・ボランティア活動をしたい、ボランティアの応援が欲しい等の相談に対して、個別でのマッチングの実施 ・福祉ボランティアコーディネーション事業相談件数：536件
【課題等と対応策】 ・引き続き市民活動団体の活動上の課題に対するサポートや各相談窓口の特色を活かしたボランティアの受給調整等を行うことにより市民活動団体等の活性化及び推進を図る。 ・福祉ボランティアコーディネーション事業を通して、ボランティア活動を希望するあらゆる人が活動に参加できるよう支援を引き続き実施していく必要がある。		

（４）地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

①介護予防・生活支援サービス事業の充実

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
介護の担い手のすそ野を広げる取組として実施する「生活援助型訪問サービス」については、指定事業所において、資格要件等の基準を緩和したサービス従事者によるサービス提供体制が適切に確保できるよう、大阪市が実施する研修修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法等について検討する。	生活援助型訪問サービス提供体制確保に向けた取組の実施及びマッチング手法等の検討	研修の開催：全 24 回 受講者：83 名(内 64 名修了)
【課題等と対応策】 令和３年度より、受講者数は増加したものの、修了者数は減少している。研修受講者及び修了者の増加が課題であるため、幅広く周知を図っていく。 修了者と指定事業所の効果的なマッチング手法について、引き続き検討（総合就職サポート事業と連携）していく。		

②生活支援体制の基盤整備の推進

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
地域の実情に応じたよりきめ細かな支援を行うため、協議体等の会議を通じた関係機関との情報共有や地域ケア会議等への積極的な参画・連携により、生活支援・介護予防サービスの充実に取り組む。(※)	地域ごとに異なる個別課題や地域課題の解決に向けた地域ケア会議等へ参画	地域ケア会議への参画：559 回
【課題等と対応策】 第１層に加え第２層コーディネーターを配置し、引き続き、ボランティアや NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体と連携し、協議体やワーキングの開催等を通じて、多様なサービスの創出・拡充に取り組む。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合に、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行う。(※)	生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じた地域資源の開発	地域資源の開発実績 新規・拡充：240 件 継続支援：198 件
【課題等と対応策】 高齢者の社会参加を通じた生活支援サービスの充実がますます求められるため、新たな地域資源の創出につながるよう、引き続き多様な活動主体を巻き込んだ協議体などのネットワークづくりを推進する。		

③介護給付費等対象サービスの充実

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護」等について、要介護者、地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図る。	地域全体の理解促進にかかる取組	「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」等について、『介護保険制度パンフレット（ハートページ）』及び本市ホームページにおいて制度の周知を実施
【課題等と対応策】 引き続き要介護者等をはじめ地域の住民やサービス事業者等を含めた地域全体の理解を図る。		

④介護サービスの質の向上と確保

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
個々の受給者が真に必要なとする過不足のないサービス提供の確保等を目的として、居宅介護支援事業所を訪問し、ケアプランの記載内容について、介護支援専門員の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援する。(※)	ケアプランチェック（居宅サービス計画）訪問事業所数：2022(令和４)年度 175 か所	ケアプランチェック（居宅サービス計画）訪問事業所数：146 か所
【課題等と対応策】 ケアプランに位置付けられたサービス事業所に偏りがある居宅介護支援事業所を抽出し、訪問する事業所の選定基準を見直すなど、介護支援専門員が利用者の自由な意思を尊重し、自立支援に向けたケアマネジメントを実践できるよう支援していく。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
国民健康保険団体連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求める。(※)	介護給付と医療給付との支払実績突合点検件数（医療情報との突合）：2022(令和４)年度 5,761 件	介護給付と医療給付との支払実績突合点検件数（医療情報との突合）：5,761 件
【課題等と対応策】 引き続き、給付状況等を確認し、各事業者へ照会を行い、請求等が適正に行われるよう点検を行う。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（特定施設入居者生活介護事業所を除く）において介護サービスを提供する事業者に対し、国民健康保険団体連合会のデータ等を活用し、重点的な指導を行う。（※）	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数： 2022(令和4)年度 76か所	一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数：45か所
【課題等と対応策】 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、令和4年5月までについては実地指導を中止し、令和4年6月より再開したため、目標を達成できなかった。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組む。（※）	実地指導実施率：16.6%以上	実地指導実施率：14.01%
【課題等と対応策】 より効率的な指導に努め、引き続き、指定の更新期間である6年に1度の指導を行うことを目標に取り組む。また、苦情・通報、虐待事案も増加しており、迅速な対応を図ることにより、虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していく。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援するために、居宅介護支援事業所が作成するケアプランの点検・評価や講習会の開催等を行う。（※）	ケアマネスキルアップ事業参加事業所数： 2022(令和4)年度 391か所	ケアマネスキルアップ事業参加事業所数：385か所
【課題等と対応策】 引き続き、介護支援専門員の資質向上をめざす。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
公平・公正な要介護（要支援）認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行う。（※）	認定調査員等研修開催数：2022(令和４)年度 13回 保健師の同行・手話通訳者等の派遣：必要に応じて実施	- 認定調査員等研修：15回 新規研修（Web）：14回 現任研修（Web）：1回 - 保健師同行訪問：104件 - 手話通訳者派遣事業：122件 - 外国語通訳：42件
【課題等と対応策】 認定調査結果や審査判定結果を区毎に分析し、審査会事務局や認定調査員へフィードバックしている。 今後も審査会運営における課題や対応策を検討するとともに、認定調査員や審査会委員、区事務局に対し研修等を実施し審査判定の適正化を図る。 なお、研修については、オンラインで可能なものは引き続きWeb研修を検討していく。		

⑤介護人材の確保及び資質の向上

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組む。また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図る。（※）	- 介護サービス事業者等の従事者向け研修の実施 - 福祉教材を活用した福祉教育の推進	- 介護サービス事業等の従事者の資質向上の観点から、福祉専門職のスキルアップのための研修等を実施 研修受講者満足度評価：5段階で4.4 - 小学生用福祉教材や教員の指導用副教材を作成・配付 - 福祉教材を活用した小学校教員が「児童の福祉へのなじみや理解が深まった」と回答した割合：97.4%
【課題等と対応策】 ・研修受講者満足度評価等の目標が達成できるように、受講者に対して満足度に関するアンケートを実施し、効果検証を行いながら、受講者に満足してもらえる研修を行っていく。 ・小学校教員に対して福祉教材の活用に関するアンケートを実施して効果検証を行いながら、引き続き、総合的な学習の時間等における福祉教材の活用を促し、福祉について学ぶ機会を設けていく。		

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
集団指導等において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組む。（※）	処遇改善加算取得事業所数：2022(令和4)年度 4,057 か所 特定処遇改善加算取得事業所数：2022(令和4)年度 2,639 か所	・処遇改善加算取得事業所数：4,099 か所 ・特定処遇改善加算取得事業所数：3,093 か所
【課題等と対応策】 引き続き集団指導やホームページにおいて介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に取り組む。		

⑥在宅支援のための福祉サービスの充実

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
高齢者や要介護高齢者を介護する家族が、福祉サービスを適時・適切に利用できるよう、関係機関との連携のもと制度周知に努めるとともに、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスについて引き続き検討を行う。	在宅支援のための福祉サービスの制度周知及び検討	・日常生活用具給付事業では、火災警報器の設置時に消防局と連携するなど、火災の未然防止に努めた。 ・緊急通報システム事業では、従来の固定型機器における課題を解決し、確実な緊急通報体制を維持しつつ利用者の利便性の向上を図るため、携帯型機器を導入。
【課題等と対応策】 家庭内での火災の未然防止、急病や災害時等の緊急対応及び要介護高齢者を介護する家族の負担軽減などにも配慮しながら、高齢者の多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に向けて、引き続き、取組を進める。		

（５）高齢者の多様な住まい方の支援

①多様な住まい方の支援

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
市民が多様な住まい方を選択することができるよう、大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、高齢者などに対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供サービスを実施する。	高齢者の住まいに関する情報の提供及び普及啓発の実施	・住宅相談対応：約 7,900 件 ・情報提供：約 26,400 件 ・セミナー・シンポジウムの開催 開催数：計 46 回 参加者：約 2,300 人
【課題等と対応策】 住まい情報センターにおいては、住宅に関する様々な情報提供ができており、引き続き、多様化・高度化する市民ニーズに対応した住宅相談・情報提供の実施やセミナー・シンポジウムの開催に取り組む。		

②居住の安定に向けた支援

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度に取り組むとともに、大阪府等と連携しながら、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行うなど、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援する。	高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者への入居支援	・セーフティネット住宅登録戸数：6,843戸（累計） ・あんしん・あんぜん賃貸住宅登録戸数：5,074戸（累計） ・サービス付き高齢者向け住宅登録戸数：8,632戸（累計）
【課題等と対応策】 高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録が順調に進んでいる。引き続き、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進に取り組む。		

③施設・居住系サービスの推進

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和４年度）
特別養護老人ホームの整備については、個室・ユニット型で整備を推奨していく。また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても府の基金事業等を活用して支援する。一方で、高齢者のニーズや低所得者の利用料負担への配慮を勘案し、プライバシーに配慮した多床室での整備も可能としている。	整備目標数（年度末定員数）： 2022(令和４)年度 14,700人	令和４年度末現在整備済数：167施設（うち地域密着型17施設） 定員：14,511人（うち地域密着型施設436人） なお、入所の必要性や緊急性の高い方が概ね１年以内に入所可能となっている。
【課題等と対応策】 特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き地域で生活ができる人がいることから、それぞれのニーズに合ったサービス提供に努めながら、必要な施設整備を進める。 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設もあることから、運営法人と協議の上、建替補助を実施している。		

④住まいに対する指導体制の確保

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、適切な管理・運営が行われるよう、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、定期的な立入検査等の指導に引き続き取り組む。（特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設については介護保険法に基づく運営指導等も実施）	立入検査件数等	令和5年3月末現在の届出・登録数に対する立入検査件数 ・有料老人ホーム：416届出に対し、122件 ・サービス付き高齢者向け住宅：192登録に対し、53件
【課題等と対応策】 ・届出及び登録件数に対し、3年に1度の立入検査件数の8割以上を達成することができており、引き続き効率的な立入検査に努める。 ・苦情・通報、虐待事案への迅速な対応を図ることにより、引き続き虐待や不適切ケアを改善させ、不正に対して厳正に対処していく。		

⑤災害・感染症発生時の体制整備

具体的な取組	目標（事業内容、指標等）	実施内容（令和4年度）
自然災害などの災害対策において、介護施設等は利用者の安全を確保するため非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施等が義務付けられている。非常災害対策計画の策定にあたっては、未策定及び不十分な内容とならないように集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組む。	介護保険施設等における非常災害対策計画の策定状況確認	業務継続計画策定における経過措置期間が令和6年3月31日で終了するため、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行った。 さらに、運営指導の際にも早急に策定するよう指導を行った。
【課題等と対応策】 引き続き、指定時研修の場で策定を促すとともに、集団指導においても、特に注意喚起を行っていく。また、経過期間措置終了後は、運営指導の際に文書指摘し、早急な策定を促す。		

第3章 高齢者実態調査等

1 調査概要

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 2027（令和9）年度～2029（令和11）年度」の策定にあたり、高齢者の実態や介護する家族等の状況・ニーズを把握することを目的に、2025（令和7）年度に「高齢者実態調査」「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。調査結果報告書については大阪市ホームページ等を参照ください。

（1）高齢者実態調査

① 本人調査

調査対象	市内に居住する65歳以上の高齢者から無作為抽出した 19,200人		
調査方法	郵送による送付、郵送及びWEB（インターネット）による回答	調査期間	7月11日～8月8日
調査項目数	28問（前回32問）	有効回答数	11,487件（59.8%）
調査概要	世帯・住まいの状況、健康状態・健康に対する意識・日常生活の状況、地域生活支援、将来の介護や援護に対する考え、高齢者施策全般 等		

② 介護支援専門員調査

調査対象	市内の居宅介護支援事業所等に勤務するすべての介護支援専門員 4,393人		
調査方法	郵送による送付、郵送及びWEB（インターネット）による回答	調査期間	7月18日～8月30日
調査項目数	49問（前回50問）	有効回答数	2,862件（65.1%）
調査概要	担当している利用者の状況、サービス内容と課題、支援困難な利用者への対応状況、高齢者虐待の状況、居宅介護支援事業全般について、ヤングケアラーに関すること 等		

③ 介護保険サービス利用者調査

調査対象	市内に居住する要支援・要介護認定者で、2025（令和4）年1月から3月の間に介護サービスを1度でも利用した方から無作為抽出した 7,000人		
調査方法	郵送による送付、郵送及びWEB（インターネット）による回答	調査期間	7月11日～8月8日
調査項目数	34問（前回37問）	有効回答数	3,146件（44.9%）
調査概要	世帯の状況・介護の状況、要介護認定、介護保険サービスの利用状況と利用に対する考え、外出の状況、介護予防・重度化防止の取組、健康状態、かかりつけ医・歯科医・薬剤師、地域活動、認知症、高齢者向けサービス情報・生活の満足度 等		

④ 介護保険サービス未利用者調査

調 査 対 象	市内に居住する要支援・要介護認定者で、2025(令和4)年1月から3月の間に介護サービスの利用実績がなかった方から無作為抽出した 9,300 人		
調 査 方 法	郵送による送付、郵送及びWEB（インターネット）による回答	調 査 期 間	7月11日～8月8日
調査項目数	33 問（前回 34 問）	有効回答数	3,160 件（34.0%）
調 査 概 要	世帯の状況・介護の状況、要介護認定、介護保険サービスの利用状況と利用に対する考え、外出の状況、介護予防・重度化防止の取組、健康状態、かかりつけ医・歯科医・薬剤師、地域活動、認知症、高齢者向けサービス情報・生活の満足度 等		

⑤ 介護者調査

調 査 対 象	介護保険サービス利用者・未利用者調査の対象者を介護している人(介護サービス事業者を除く)		
調 査 方 法	郵送による送付、郵送及びWEB（インターネット）による回答	調 査 期 間	7月11日～8月8日
調査項目数	利用者調査の介護者 18 問（前回 20 問）、未利用者調査の介護者 19 問（前回 21 問）		
有効回答数	利用者調査 1,399 件、未利用者調査 1,676 件		
調 査 概 要	介護者の基本属性、介護の状況、介護上の問題、介護離職に関する問題 等		

⑥ 施設調査

調 査 対 象	市内にある介護保険施設及び福祉施設（1,192 施設）		
調 査 方 法	郵送による送付、郵送及びWEB（インターネット）による回答	調 査 期 間	7月18日～9月10日
調査項目数	24 問（前回 22 問）	有効回答数	760 件（63.8%）
調 査 概 要	利用者の属性、施設の運営状況、サービスの質向上にあたっての取組状況 等		

(2) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査

調 査 対 象	2025(令和7)年8月1日現在で、市内在住、要介護認定を受けていない 65歳以上の高齢者から無作為抽出した52,800人					
調 査 方 法	郵送による送付、郵送及び WEB（インターネット）による回答					
調 査 期 間	11月4日～11月25日					
有 効 回 答 数	＜圏域有効別回答数＞					
	北区 508件[63.5%]	天王寺区 506件[66.3%]	生野区 478件[59.8%]	阿倍野区 564件[70.5%]	東住吉北 527件[65.9%]	
	北区大淀 528件[66.0%]	浪速区 454件[56.8%]	東生野 459件[57.4%]	阿倍野区北部 531件[66.4%]	平野区 507件[63.4%]	
	都島区 507件[66.0%]	西淀川区 513件[64.1%]	鶴橋 448件[56.0%]	阿倍野区中部 529件[66.1%]	加美 496件[62.0%]	
	都島区北部 536件[67.0%]	西淀川区南西部 509件[63.6%]	巽 456件[57.0%]	住之江区 501件[62.6%]	長吉 509件[63.6%]	
	福島区 544件[68.0%]	淀川区 543件[67.9%]	旭区 551件[68.9%]	さきしま 523件[65.4%]	瓜破 520件[63.6%]	
	此花区 514件[64.3%]	淀川区東部 498件[62.3%]	旭区西部 489件[61.1%]	安立・敷津浦 506件[63.3%]	喜連 519件[64.9%]	
	此花区南西部 515件[64.4%]	淀川区西部 498件[62.3%]	旭区東部 535件[66.9%]	加賀屋・粉浜 511件[63.9%]	西成区 416件[52.0%]	
	中央区 477件[59.6%]	淀川区南部 524件[65.5%]	城東区 497件[62.1%]	住吉区 519件[64.9%]	玉出 478件[59.8%]	
	中央区北部 508件[63.5%]	東淀川区 505件[63.1%]	城東・放出 501件[62.6%]	住吉区北 538件[67.3%]	西成区北西部 429件[53.6%]	
	西区 534件[66.8%]	東淀川区北部 512件[64.0%]	城陽 518件[64.8%]	住吉区東 502件[62.8%]	西成区東部 433件[54.1%]	
	港区 471件[58.9%]	東淀川区南西部 496件[62.0%]	葦・鯉江東 542件[67.8%]	住吉区西 532件[66.5%]	不明 60件	
	港区南部 513件[64.1%]	東淀川区中部 531件[66.4%]	鶴見区 499件[62.4%]	東住吉区 537件[67.1%]		
	大正区 469件[58.6%]	東成区南部 516件[64.5%]	鶴見区西部 515件[64.4%]	矢田 484件[60.5%]		
	大正区北部 493件[61.6%]	東成区北部 526件[65.8%]	鶴見区南部 508件[63.5%]	中野 535件[66.9%]		
	合 計： 有効回答数 33,447 件 [63.3%]					
	調 査 概 要	回答者の属性、家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、介護予防、就労、たすけあい、健康、認知症にかかる相談窓口の把握、介護サービス利用前後の健康状態、高齢者向けのお知らせ等情報の入手先 等				

第4章 計画の基本的な考え方

1 高齢者施策推進の基本的な考え方・基本方針

(1) 基本的な考え方

- 今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者の保健福祉をはじめとする諸施策の充実と介護保険事業の円滑な運営を図ることにより、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。
- このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。
- 将来の介護現場を支える人材の確保は、大阪市においても重要な課題であり、福祉・介護人材の確保、育成、定着につながる取組を推進します。
- 高齢者の自立支援、**介護予防・重度化防止等を推進することで**、介護保険制度の持続を確保し、サービスを必要とする人に必要なサービスを提供できる取組を推進します。

大阪市では、総人口が減少する一方で、65歳以上人口は、2020(令和2)年からほぼ横ばいで推移した後、2025(令和7)年以降増加に転じ、高齢化が急速に進展することが見込まれています。とりわけ85歳以上人口は、2035(令和17)年ごろまで急激に増加し続ける推計となっており、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、**重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などの増加が見込まれています。****とりわけ、頼れる身寄りがない高齢者への支援施策の必要性が高まっています。**

今後のさらなる高齢化社会においては、高齢者が可能な限り健康な状態を維持し、介護や支援が必要な状態にならないようにするために、社会とのかかわりを持ち続けることが重要です。長年培った知識や経験などを活かして、他の世代とともに地域を支えていくという視点に立ち、高齢者が地域活動に参加しやすい環境を整えることや、就労を希望する高齢者にその意欲と能力に応じた就労機会を提供するなどの取組が重要であると考えています。

また、認知症高齢者が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができるよう、認知症施策を推進し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現をめざします。

さらに、高齢者が医療や介護を要する状態になった場合でも、可能な限り地域で尊厳を保ち、能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」などに取り組み、「地域包括ケアシステム」を深化・推進します。

今後、高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少していくと見込まれるなか、将来的な福祉・介護人材の確保などが大阪市においても重要な課題となっており、介護職員が働きやすい職場環境づくりやモチベーション向上につながる取組などを通じて、福祉・介護人材の確保、育成、定着につなげていく必要があります。

最新データに更新予定

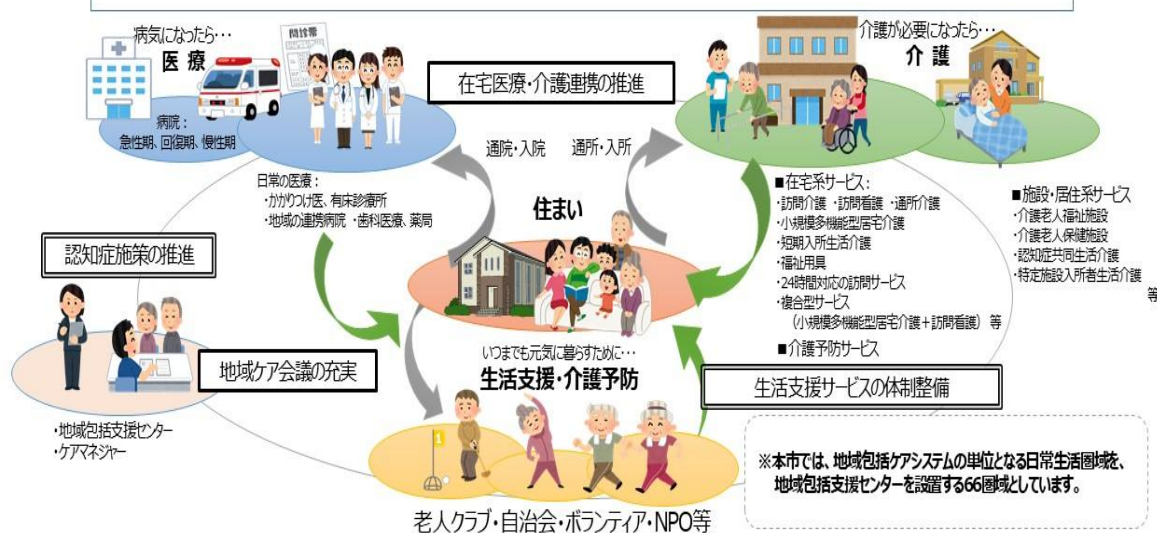
地域包括ケアシステムの姿

地域包括ケアシステムの推進

〇団塊の世代がすべて75歳以上になるという令和7（2025）年に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

〇認知症高齢者数も2025年に約14万人になると推計され、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

〇今後、人口減少局面を迎える中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取組む必要があります。



(2) 基本方針

本計画では、これらの考え方をもとに、次の4点を基本方針とします。

1 健康でいきいきとした豊かな生活の実現

健康でいきいきとした豊かな生活を実現するため、高齢者が年齢にとらわれることなく自由に主体的に活動し、自立した生活を送ることができるよう、介護予防・健康づくり、生きがいつくりや社会参加支援の充実に努めます。

2 個々人の意思を尊重した生活の実現

個々人の意思を尊重した生活を実現するため、生活環境や心身の状況等に応じて、地域での生活を続けることができるよう、また、高齢者本人の意思に基づき、自立した生活を送ることができるよう、真に支援が必要な高齢者に対して、適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

3 安全で快適な生活環境の実現

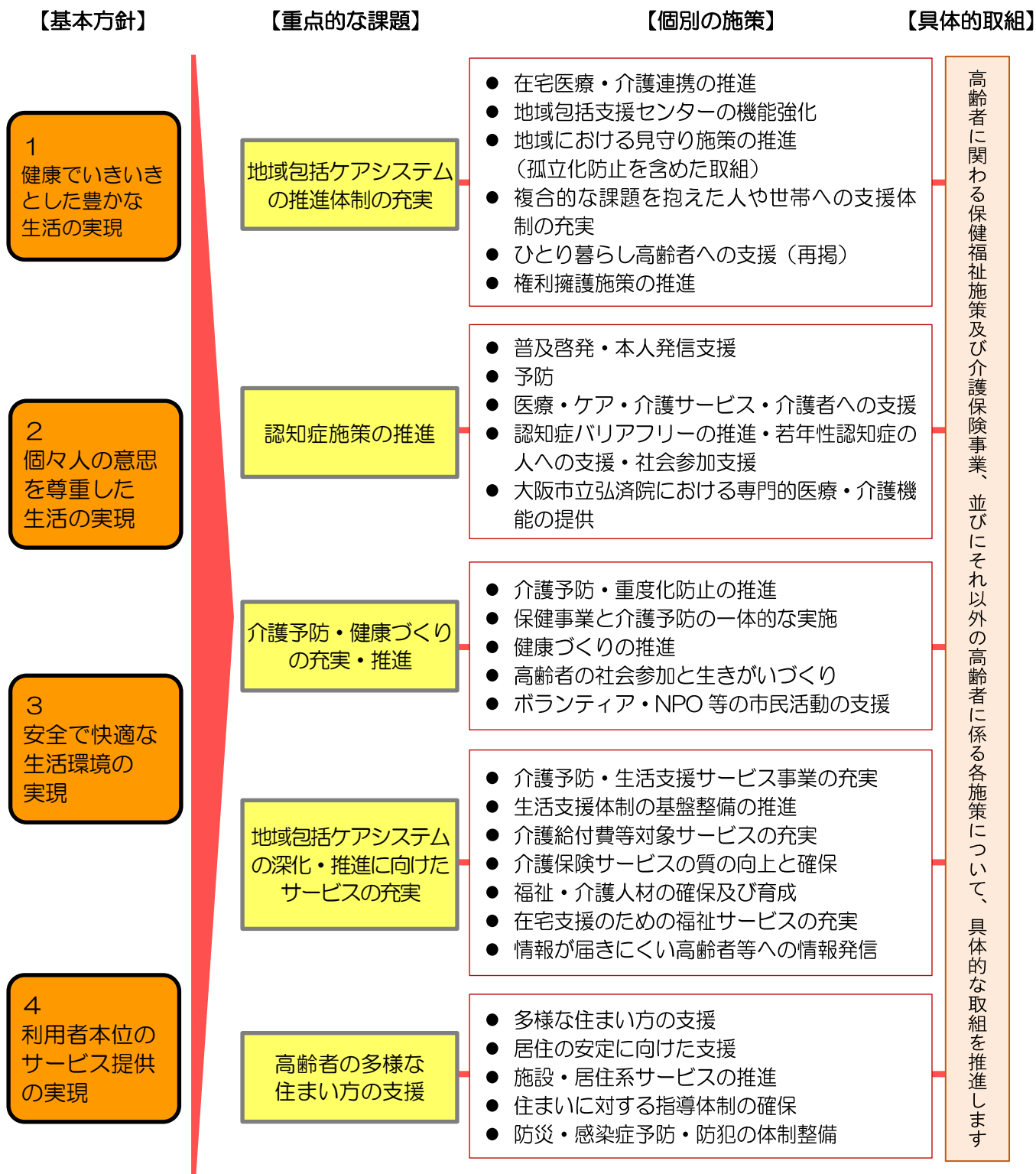
安全で快適な生活環境を実現するため、高齢者が社会の一員として地域で自立した日常生活や社会生活を営めるよう、住まいつくりや防災体制の充実とともに、「ひとにやさしいまちづくり」の推進に努めます。

4 利用者本位のサービス提供の実現

利用者本位のサービス提供を実現するため、高齢者自らの選択に基づき、安心してサービスを利用できるよう、情報提供、総合相談、サービスへつなぐ支援や権利擁護に努めます。

(3) 施策の体系

本計画においては、大阪市の高齢者施策の基本方針に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた次の5つの重点的課題に対する取組を推進します。



（１）日常生活圏域の基本的な考え方

日常生活圏域は、高齢者が地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいい、介護保険事業計画において設定することとなっています。（介護保険法第117条第2項第1号）

この日常生活圏域は地域包括ケアシステムの基礎となる区域であり、国においては概ね30分以内に必要なサービスが提供される範囲としています。また、地域包括支援センターの設置区域との整合性にも配慮するものとされています。

（２）大阪市における日常生活圏域の設定

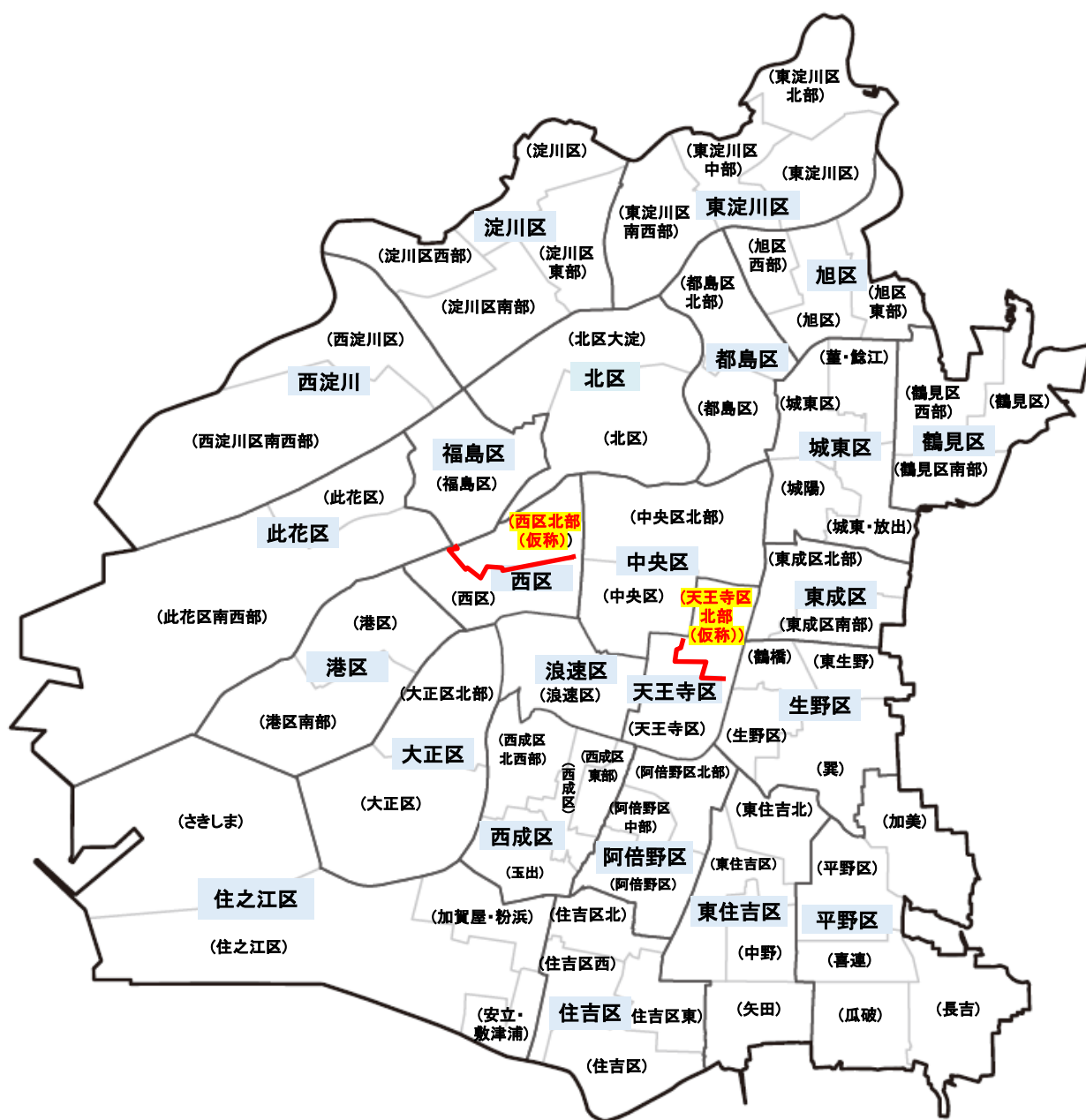
政令指定都市である大阪市の場合においては、各種サービスにおける提供の基本となる単位が行政区であることを踏まえ、第3期から第6期介護保険事業計画まで日常生活圏域を行政区単位（24圏域）としてきました。

しかしながら、今後の地域包括ケアシステムの推進にあたって、高齢者ニーズに基づく地域課題を解決するには、これまでの行政区単位の日常生活圏域では広範囲であったことから、第7期介護保険事業計画においては、よりきめ細かなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口や地域性を考慮して設置される地域包括支援センター（概ね1万人に1か所）が担当する圏域を、日常生活圏域（66圏域）とする見直しを行い、令和9年4月時点で68圏域を設定しています。

地域包括ケアシステムを円滑に推進していくためには、引き続き、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

そのため、今後の高齢者人口等の状況も踏まえながら、適切な日常生活圏域を設定するとともに、地域包括支援センターの設置及び生活支援コーディネーターの配置を行い、高齢者の身近な課題に対して取組を進めていきます。また、在宅医療・介護連携の推進や認知症の人への支援等の行政区単位の事業については、地域包括ケアシステムの推進の中核的な役割を担う地域包括支援センターとより一層の連携を図りながら、高齢者施策を推進していきます。

大阪市における日常生活圏域（令和9年度）



令和9年4月時点：68 圏域

